



豊前総合法律事務所

News Letter

2024年
11-12月合併号
VOL.12

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 ◆プライベートのひとこま
～我が家全員が誕生日を迎えました！～
- P1-P2 ◆法改正情報 フリーランス新法
- P2-P3 ◆注目判例情報【再雇用後の待遇に関する裁判例】
- P3-P4 ◆社員のSNS問題 どのように対策していますか？
- P4 ◆経営者の人生設計に効く名言
- P5 ◆読書感想
- P5-P6 ◆セミナーを開催しました
- P6 ◆1年間お世話になりました！新年もよろしくお祈りします！

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着型法律事務所**を目指してまいります。

プライベートのひとこま ～我が家全員が誕生日を迎えました！～

11月、西村一家は4人全員が誕生日を迎えました。元々、妻と誕生日が同じ月で珍しいと思っていたところ、偶然が重なり長男も次男も11月に生まれました。おかげさまで11月のご馳走続きでお腹回りが気になる時期となっています。

西村が生まれた39年前、昭和60年はどんな時代だったのでしょうか。調べてみますと、当時の総理大臣は中曽根康弘氏で、携帯電話の先駆けとなるショルダーフォンが登場した年だそうです。さらに、ファミコン用ソフト「スーパーマリオブラザーズ」が大ヒットしたとか。スマートフォンが当たり前になった今、時代の変化を感じますね。

対して、時代は変わっても、変わらないものもあります。誕生日は自分を産んでもらった日ですので、両親への感謝を伝えています。普段は照れ臭いかもしれませんが、特別な日にあやかって、みなさまも感謝を伝えてみてはいかがでしょうか。

また、可能であれば、ご自身が生まれた際のエピソードを聞いてみることもいいかもしれませんね。どんなお産にもドラマがあり、一生懸命に生まれてきた命です。終活に力を入れている弊所は、いつも「終わりを見据えて今をよりよく」とお伝えしますが、始まりを振り返ることで新たな気づきがあるかもしれません。そういった親子の会話も、また宝物になるのではないのでしょうか。



39歳、家族で祝っていただきました！

法改正情報 フリーランス新法

フリーランス・事業者間取引適正化等法、いわゆるフリーランス新法が令和6年11月1日に施行されました。本法では、フリーランスと発注事業者を次のように定義しています。

フリーランス【特定受託事業者】

業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ①個人であって、従業員を使用しないもの
- ②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

発注事業者【特定業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ①個人であって、従業員を使用するもの
- ②法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの

発注事業者【業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者

フリーランスも含まれます！

対象となる取引は、**発注事業者がフリーランスに業務委託をする場合**です。委託ではなく売買の場合は対象外ですが、受託者たるフリーランス保護のためのルールのため、受託者がフリーランスの場合は幅広く適用されます。

どのような発注事業者から、どのくらいの期間の業務委託を受けるかによって、義務や禁止行為は変わりますが、第3条取引条件の明示義務はいずれにも共通しており、これが基本的なルールになります。

詳細は、厚生労働省等からパンフレットが出されています。



特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

公正取引委員会も特設Webサイトを作っていて、分かりやすく解説されています。非常に印象的なイラストも目を引きますので、ぜひご覧ください。



公正取引委員会フリーランス法特設サイト | 公正取引委員会

規制の詳細はこちらを見ていただければと思いますが、ポイントとしては、トラブル防止のため、取引条件を明示する義務が課せられ、決められた内容を、書面等を作成して、お互いにシェアし、共通認識を創りましょう、ということです。弁護士にも、トラブル防止のため、委任契約書の作成義務が課せられていますし、雇用関係の場合労働条件の明示（労働条件通知書の交付等）が義務付けられています。これらのルールとも相通ずるものがある基本的なルールとなってこれから浸透していくことと思います。「取引条件の明示と言われても、どのように書面作成をしたらよいかかわからない」など、気になる方は、ぜひ1度ご相談ください。

注目判例情報 【再雇用後の待遇に関する裁判例】

JR九州（福岡市）の再雇用の嘱託社員15人が、正社員だった時と同じ仕事内容なのに待遇に格差があるのは違法として、同社に差額の賃金など計約7200万円の支払いを求める集団訴訟を福岡地裁に起こした。

福岡地裁は令和6年11月8日、請求を棄却した。原告側は控訴の方針。

判決理由で中辻雄一郎裁判長は、15人に支払われた退職手当が「定年退職後の生活保障機能を有している」と判断。嘱託再雇用社員の待遇は、会社と労働組合の交渉や合意を経て決まったとして、合理性を認めた。

その上で待遇格差は、2020年施行のパートタイム・有期雇用労働法や旧労働契約法が禁じた「不合理な相違」に当たらないと結論付けた。

今回取り上げる問題は、法学的にもかなり難しい問題なのですが、今回は、あえて弁護士ではなく、スタッフの視点で、気になった記事に言及してみたいと思います。

みなさま、この記事について、どのようにお考えでしょうか。

2020年施行のパートタイム・有期雇用労働法では、第8条に以下のような文言があります。

(不合理な待遇の禁止)

第8条

事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

いろいろな議論がされているのですが、ひとつ。嘱託再雇用社員の待遇について、会社と労働組合の交渉や合意を経て決まったことが、合理性を認める要因になったようであることは、興味を引きました。会社にとっても、労働者にとっても、対話による解決が重要なのだなあと感じた内容でした。

西村にも聞いたところ、この日本版同一労働同一賃金の問題は、平成30年頃から最高裁判所の判断が出だして、非常に議論が活発な重要論点であり、一口で語れない複雑な部分もあるので、また特集等を組むことも検討したいと思いますが、働く人にとって「どんな待遇で」働くのかは重要な関心事ですし、（本来は比較の問題ではないのかもしれませんが）やはり人間として他の人との比較はしてしまうところがあるのだと思いますから、素朴な感想として、みなさんの関心の高い分野なのだろうな、と思いました。

健康寿命も延びて、働き方も多様化している時代、使用者も労働者も互いに納得のいく働き方を実現したいものですね。

(スタッフ西村愛)



社員のSNS問題 どのように対策していますか？

SNSの利用が当たり前の時代、業務上知り得た情報を投稿するなどして炎上するケースが相次いでいます。

みなさまの会社では、どのように対策をなさっているのでしょうか。

憲法 21 条では以下のように表現の自由や言論の自由が保障されています。

第21条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

そうは言っても、当然、表現であれば、何でも許されるというわけではありません。

労働契約法第3条4項では、「労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利

を行使し、及び義務を履行しなければならない。」と規定されています。雇用契約の内容として、使用者の営業上の秘密（企業秘密）を第三者に漏洩することや、目的外使用すること、仮にそこまでのものではなかったとしても、企業内の出来事を意図せずつまびらかにされてしまうことについては、企業にとって深刻な問題になりかねません。表現行為と企業の利益の調和の問題ですが、企業の利益を犠牲にしてまで表現行為が保護されるのか自体、疑義のあることです。

どのような対策をとるとよいのでしょうか。就業規則やガイドライン、誓約書を活用すること、そして定期的な研修を開催することが考えられます。暗黙の了解や、「こんなこと言わずともわかるだろう」ではなく、きちんと契約の内容として秘密を守ってもらうようにする、ルール化しておくというのは、企業にとっては大事なことだと思います。

弊所では、このようにトラブルを未然に防ぐための**予防法務**にも力を入れており、就業規則、特に服務規律や懲戒に関するルール策定、ガイドラインの設定や従業員説明会等の周知方法のサポート、企業研修など、幅広く対応をさせていただきます。気になる方は、ぜひ1度、ご相談ください。

経営者の人生設計に効く名言

今回は、「名言」コーナーとはちょっと違うかもしれませんが、弊所も、何より西村が大事にしている「精進」という言葉について、少し触れてみたいと思います。

西村は、人間として、仕事人として、経営者として、稲盛和夫さんを尊敬しています。

稲盛和夫さんは、65歳でお寺に入り、出家をしています。もともと、心を静かにして、宗教の勉強でもしたいと思っていた、死という新たな旅立ちの前に、できればお坊さんの真似事をするためにお寺に入り、しばらく仏教の勉強をしてみたいと思っていたそうです。なぜ、お坊さんになりたかったのか。その趣旨は、「私は大会社の社長としてではなく、1人の人間として、少しはまともな人間になって死を迎えたい」と思ったからということでした。

そこで「悟り」を開く方法として、お釈迦さまは「六波羅蜜」という六つの修行があると説いておられます。

その1つが「精進」なのです。平たく言えば、一生懸命に努力をなさい、ということをお釈迦様が説いておられるのです。仕事や勉強に一生懸命に取り組み、日々創意工夫を重ねていく、それも立派な「精進」です。

西村は、元来けっこう負けず嫌いなところがあり、やるからには極めたいと、自分が決めたことは一生懸命取り組んで、道を切り拓いてきました。小さいころ、後ろから数えた方がはやくマラソン大会で、最後には優勝しました。中学校では、学校を良くしようと、1度は選挙でふるい落とされながらも、最後は生徒会長になって学校のために尽くしました。吹奏楽部では苦しい思いをしながらも大事なソロを吹き切り、与えられた情報宣伝の仕事ではそれまで誰もなしえなかった集客を達成しました。弁護士を目指して1度は不合格の挫折をしながらも周囲の支援で最後は合格を勝ち取ることができ、仕事を始めてからは勤務先で売上No.1の成果を創り続けることができました。そして、ここ豊前でも、一生懸命、地域をもっとよくしたい、もっともっとよい事務所を創りたいと、一生懸命頑張っています。こうした自分の人生を考えた時に、「精進」という言葉が非常に西村の中に入ってきて、しかも尊敬する稲盛和夫さんの大事にしている言葉と知って、ますますこの言葉を大事にするようになりました。

みなさまにも座右の銘や大事にしている言葉があたりだと思えます。それはどんな言葉でしょうか。ぜひ、様々な方から、ご意見をうかがってみたいものです。

最後に、稲盛和夫さんも大事にしている名言をもう1つ紹介して、締めくくりたいと思います。

「新しき計画の成就是只不屈不撓の一心にあり。さらばひたむきに只想え 気高く強く一筋に」

ありがとうございました。

読書感想

「ビジネスマンのための『法律力』養成講座」 著：小宮一慶

著者の小宮先生は法学部出身の経営コンサルタントで、学生時代は法律学の教科書を六法全書や判例集と照らし合わせながらコツコツ読むのが好きだったそうです。弊所の所長弁護士西村に尋ねたところ、「教科書は、著者の先生の間人観・法律観・世界観があらわれている。体系的にその世界を行き渡れるのが面白い。裁判例は、生々しい現実の事案に触れて先人たちが知恵を絞って解決してきた軌跡がとても勉強になる。法律は、それが創り上げられた背景事情があり、何かを達成しようとする趣旨目的があるものなので、これらを踏まえ、自分だったらどのように解釈を展開して事案を解決していくかを考えていた。私も、これらを読むのは大好きだったよ。」と話していました。

本書は新書サイズで、非常に読みやすいボリュームです。働き方改革やハラスメント問題などの身近な話題を通して、法的な知識を学ぶことができます。

ちょうど、つい先日（11月28日）、大分地裁で判決の出た危険運転致死罪についても書かれておりましたので、取り上げたいと思います。

危険運転致死罪は当初、2001年（平成13年）の刑法改正時に新設されました。しかし、刑罰の適用条件が厳しく、起こしてしまった事故のわりに刑が軽いというケースが続いていたため、2013年（平成25年）に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転処罰法）」として刑法から独立しました。

それでも、危険運転致死傷罪の適用に対する壁の高さは、皆様が感じておられる通りです。過失運転致死傷罪での検挙人数と比べると、以下のように差があります。

過失運転致死傷罪（第5条）	282779人
危険運転致死傷罪（第2条）	430人
※データは令和4年のもの	

具体的には、条文に示されている行為に該当すると認められる必要があります。11月28日に大分地裁で判決が出た事件では、このうち「その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為」に当たるということで認められ

ました。

車の欠かせない地域に住むうえで、身の回りで交通事故も多く見聞きします。もちろん安全運転に留意することが重要ですが、車に関する法律についても、知っておくと良いかもしれません。

小宮先生の著書は本書のほか、「ビジネスマンのための『数字力』養成講座」などシリーズで刊行されていますので、ぜひ読んでみようと思います。

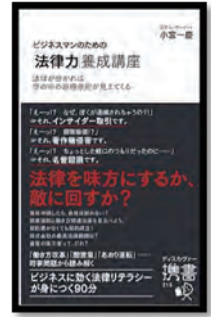
最後になりますが、取り上げてほしい書籍や映画等、リクエストも受け付け中です！

(スタッフ西村愛)

セミナーを開催しました！（11/23開催分レポート）

おかげさまで、11月23日にイオンモール三光にて、無事に終活セミナーを開催することができました。また、期間限定の相続無料相談にも、多くのお申し込みをいただき、相続・遺言や終活について、みなさまの関心の高さを、身をもって感じております。

テーマは「家族のために聞いておきたい 今をよりよく生きる！終活セミナー」です。「家族のために」と題したこともあり、親世代の終活を考える若い世代の方々も、ご参加いただきました。今回は、比較的、これまでと比べてですが、若い世代の参加が多かったのが特徴かなと思います。タイトルに響くものがあったのでしょうか。



ご自身の終活であっても、一步を踏み出すのは勇気が要するという方も多くおられます。それがご自身以外なら尚更ですが、互いの今をよりよく生きるため、真摯にお話しを聞いておられる姿に、私としても身が引き締まる思いでした。

セミナーでは、最近話題になっている紀州のドンファン事件に関する遺言書の話を取り上げるなど、毎回工夫を凝らしています。

私は、終活と人生設計は相通じるものがあると考えております。いずれも、終わりを見据えて、今をよりよくするためのものです。御社の社員のみなさまに合わせた人生設計セミナー等も執り行っています。「生涯の学びを支援できる法教育」という経営理念に恥じない内容を提供させていただけるよう、精進する所存です。ご興味がおありの方は、ぜひお声掛けください。



1年間お世話になりました！新年もよろしくお祈いします！

弊所は、平成28年10月3日に開所して、満8年、9年目に入りました。地縁も血縁も何もない西村が開所し、事務所一同、ここまで成長しながら継続をすることができたのは、ひとえにみなさまのおかげです。お客様、お取引先様、地域のみなさまには本当に感謝です。

弊所を支えているスタッフも現在4名になっていますが、スタッフの働きのおかげで、地域のみなさまへの良質なサービスの提供をすることができています。地域のみなさまへ発信するこのような媒体で恐縮ですが、スタッフの働きで「いいな」「助かったな」と思うことがあれば、ぜひスタッフにも直接フィードバックいただけますと、ますます今後の励みになります。

1年間振り返りますと、（毎年そうですが、）今年も激動の1年間でした。

事務所一同、よく働いたと思います。

来年も、地域のみなさまへのますますの貢献を創っていきますよう、精進してまいりますので、ぜひ今後とも弊所をご愛顧のほど、よろしくお祈いいたします。

「力の限り生きたから 未練などないわ」

— 鳥羽博道（ドトールコーヒーの創業者。毎年12月31日に全ての仕事を終えて帰宅する時に車の中で歌う一節。）—

よいお年をお迎えください！

【お知らせ】

西村も著作に関わっております書籍が出版されました！

「事実は小説よりも奇なり」と言いますが、ご相談いただく実例は、どれも考えさせられるものばかりです。誰にとっても他人事ではない問題ですので、ご自身や縁のある方々にあてはめながら、お読みいただければ幸いです。

事務所にも在庫がございます。気になる方はぜひお声掛けください！



発行元：豊前総合法律事務所
〒828-0028
福岡県豊前市青豊19-14スペース I
TEL：0979-53-9106
FAX：0979-53-9107

豊前総合法律事務所 企業法務サイト

